

「豊田信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

第1条【特約の適用範囲等】

1. この特約は、「豊田信用金庫 通帳レス口座」（以下「通帳レス口座」という）に適用される事項を定めます。
2. この特約は、次の規定（以下「関連規定」という）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取扱い、この特約に定めがある事項はこの特約の定めを適用し、定めがない事項に関しては関連規定を適用するものとします。
 - ①豊田信用金庫しんきんアプリ利用規約
 - ②普通預金規定（決済用普通預金を含む）
 - ③総合口座取引規定
 - ④自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

第2条【通帳レス口座】

1. 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて本アプリのご利用により取引明細等をご確認いただく預金口座をいいます。
2. 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
3. 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる預金口座の登録を必須とします。

第3条【取扱店の範囲】

1. 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。但し、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。
2. 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、インターネット支店を除く当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

第4条【取引明細の確認】

1. 通帳レス口座の取引明細は、「豊田信用金庫しんきんアプリ」（以下「とよしんアプリ」という）からご確認いただけます。
2. 前項の方法による取引明細の確認では、通帳レス契約時の未記帳明細以降の取引明細をご確認いただけます。但し、照会日から過去10年を経過した取引明細についてはご確認できません。

第5条【有通帳口座から通帳レス口座への切替え】

1. 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、とよしんアプリにより切替えることができるものとします。
2. 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
3. 切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は、通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、とよしんアプリで確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている取引明細については、とよしんアプリでの確認はできません。
4. 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の取引明細は、とよしんアプリで確認ができます。

第6条【通帳レス口座から有通帳口座への切替え】

1. 当金庫営業店窓口で所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができます。
2. 通帳レス口座をとよしんアプリから削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
3. 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の取引明細を記帳します。
4. 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。
5. 「とよしんインターネット支店」の口座は通帳口座へ切替することができません。

第7条【預金の預け入れ】

営業店窓口で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示またはとよしんアプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

第8条【預金の払戻し等】

1. 営業店窓口における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示またはとよしんアプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められています。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

第9条【通帳レス口座による定期預金取引に関する注意事項】

1. とよしんアプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座の開設については、とよしんアプリに通帳レス口座として登録されている普通預金を総合口座（以下、「総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。
2. とよしんアプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
3. とよしんアプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を総合口座（普通預金）へ振り替えます。
4. 通帳レス口座を利用した定期預金の預入れ・解約の取引実行後に取消や変更はできません。

第10条【通帳レス口座の解約】

1. 通帳レス口座を解約する場合には、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示またはとよしんアプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。
3. 通帳レス口座を解約した時点で、とよしんアプリでは、対象となる預金口座の取引明細の確認ができなくなります。
4. 通帳レス口座の解約後において、営業店窓口にて対象となる預金口座の取引明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

第11条【特約の変更】

1. この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの記載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2026年6月15日現在）